



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年6月14日火曜日 第2781号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	(税務課) ...	491
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...	491
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	(") ...	491
指定居宅サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	491
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	492
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	492
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	492
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	492
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	492
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	493
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	493

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	493
----------------------------	--------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第714号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成28年6月1日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成28年6月14日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
17	一般社団法人 愛媛県猟友会 西条市西支部 佐伯 秀行	1 売りさばき人住所 西条市石田568番地8	1 売りさばき人住所 西条市丹原町北田野1681-2番地
		2 代表者氏名 佐伯 秀行	2 代表者氏名 戸田 義男
		3 売りさばき所 西条市石田568番地8	3 売りさばき所 西条市丹原町北田野1681-2番地

○愛媛県告示第715号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112

○愛媛県告示第717号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成28年6月14日

愛媛県中予地方局長 藤井晃一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社Lien	ぐんちゅう絆訪問看護ステーション	愛媛県伊予市米湊600番地1フォルテkido203号	平成28年3月1日	訪問看護

条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年6月14日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

伊方加入区

○愛媛県告示第716号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成24年6月愛媛県告示第785号）による保険に付すべき義務は、平成28年6月13日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年6月14日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

伊方加入区

○愛媛県告示第718号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年 6月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社Lien	ぐんちゅう絆訪問看護ステーション	愛媛県伊予市米湊600番地1フォルテ k i d o 203号	平成28年 3月 1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成28年 6月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ナチュラル・ベラ	ヘルパーステーションみなみ	愛媛県伊予郡砥部町三角727番地 3	平成28年 4月30日	訪問介護

○愛媛県告示第720号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年 6月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ナチュラル・ベラ	ヘルパーステーションみなみ	愛媛県伊予郡砥部町三角727番地 3	平成28年 4月30日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第721号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-23)第10202号	平成23年 7月17日	向井工業(株)	向井 喜作	伊予郡松前町大字北川原 1281-2	平成28年 5月2日	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-24)第9499号	平成24年 12月11日	横川建設(株)	横川 直美	上浮穴郡久万高原町西谷 5523	平成28年 5月12日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般-24)第4643号	平成24年 5月18日	伊豫電話建設(株)	川本 宣隆	松山市下伊台町489-4	平成28年 5月31日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般-24)第10718号	平成24年 12月22日	西協建設(株)	西岡 浩巳	松山市和気町1-430-4	平成28年 5月31日	左官工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-24)第17094号	平成24年 11月7日	山一商会	山本 晋一	松山市美沢2-2-12美 沢レジデンス402	平成28年 5月31日	熱絶縁工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 6月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第10号 平成28年6月2日	伊予市上野字丑寅2200番1	松山市東石井5丁目11番3号 はなまる宅建株式会社

○愛媛県告示第723号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成28年6月14日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850700083	特定非営利活動法人歩	愛媛県大洲市東大洲306番地	白石美月	放課後等デイサービス	放課後デイサービスあゆむ2	愛媛県大洲市東大洲407番地	平成28年6月1日

○愛媛県告示第724号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成28年6月14日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3824000271	公益財団法人 正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	渡 部 健一郎	共同生活援助	グループホーム あこ	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地	平成28年6月1日
3814000281	公益財団法人 正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	渡 部 健一郎	短期入所	短期入所 あこ	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地	平成28年6月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年6月6日	NPO法人 瀬戸内西部遊漁船協議会	井 上 満	松山市高浜町1丁目1416番地38	この法人は、遊漁船業を営む個人又は団体の適正な活動を周知することにより、遊漁船利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資するとともに、観光客等を誘致し漁村を活性化することを目的とする。